

高齢化とともに、認知症の増加、独居高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が進む中で、老老介護、孤独な介護、介護にかかる虐待、介護離職などが深刻な問題になっている。

訪問介護サービスは、高齢者が在宅生活を続ける上で自立支援に欠くことのできない命綱であり、通所介護サービスは介護に疲れた家族のレスパイトケアや、仕事と介護の両立を続ける現役世代にとって、ニーズの高い重要な役割である。

本町の要支援と認定された方たちは不安を持っている。不安を取り除く方策と、総合法案に対する町長の考えを尋ねる。

### 町長

法案箇所の概要としては、要支援1・2の介護認定者に対して、既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体性を活用して高齢者を支援していくというものです。訪問介護、通所介護を受けられる要支援認定者の受け皿としてNPO、ボランティアを活用して対応していくことは本町では難しい問題と捉えている。

29年度までの移行期間となっており、他の自治体、先進

地を参考にしながらサービスの質や量が落ちないよう地域支援事業として展開をはかっていきたい。

また、要支援者の不安に対しては認定者への説明について十分配慮するよう指導していきたい。

### 久保田町議

第6期介護保険事業計画策定委員会、町民の方々の意見が反映するように、利用者の方たちの立場に立った策定を作っていたいただきたい。

### 給食センターの民間委託について

### 久保田町議

学校給食センターの調理業務の民間委託について尋ねる。平成22年度からスタートした第5次行政改革大綱実施計画により、給食センター調理業務が民間委託される。

食育及び業務委託に対する問題を教育長に尋ねる。

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けており、食育は、教育の一環である。食育は本来どこが責任を担うべきものか尋ねる。

### 教育長

小中学校の学校指導要綱の総則において、学校教育活動を通じて一貫した指導を行うことが求められ

ている。

したがって、食育指導の責任は、教育委員会にある。

### 久保田町議

栄養士の責任と、調理師の切り離しによる問題は生じないのか。

### 教育長

労働者派遣法に抵触しないよう民間委託に当たっては、民間委託業者に現場の総括責任者を配置していただき、総括責任者が責任を持って調理員に指導、指示をしていく。

安全で安心な給食が提供できるものと確信している。

### 久保田町議

O157や、アナフィラキシーなど、生命に関する問題点が発症した場合の対応と、責任の所在は。また、アレルギー児童、生徒の除去食についての対応はどうなるのか。

### 教育長

食物アレルギー対応基本方針並びに食物アレルギー対応マニュアルに即して対応する。

そうした事態が万が一発生した場合、適切かつ迅速に対応するとともに原因究明と再

発防止に責任を持って取り組む。

委託後の除去食の対応については、これまでどおりの対応ができる民間業者に委託するよう考えている。

### 久保田町議

建物などの使用と施設の改修、機械の不備、機器の不足が生じた場合の対応はどうするのか。



給食センター

### 教育長

委託業者には現給食施設の設備などを利用して給食を提供していただく。施設の改修、機器の不備については町で改修し、機材の不足については委託業者と協議したうえで町が購入する。施設の管理は町が責任を持つとする。

### 久保田町議

建物の使用、施設の改修は問題ないと言われたが、偽装請負と言うのは、単に肉体労働だけではなく、簡易な工具の使用以外は偽装請負に引っかけられる。簡単に使つてはいけない。そこはどうするのか。

調理委員の身分の保障について、町はどうかかわるのか。



### 教育長

行政改革大綱に基づき、調理員の職種変更を行い、不足人員を臨時職員で対応してきた。

給食センターには2人の調理員が勤務している。1人は本年度末で定年退職となり1人は職種変更によって身分は維持することになっている。

### 久保田町議

臨時で働いている方の身分である。この人たちの身分が保障されないとは生活設計が成り立たなくなる。今より保障が下がらないように、希望する方が一人もれなく移行されるように力を入れてほしい。町に働いていて良かったと全ての人が思うように取り組んでもらいたい。

残念なのは、川棚町の行政改革が、すべて子ども向けにされていること。町立幼稚園、町立保育所、学校用務員、そして学校給食センターの調理業務・配送業務です。

私はあくまでも、学校給食センターの調理業務の民間委託はやめるべき。白紙撤回を求めます。